

(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について
皆さまからご意見を募集します（パブリックコメント）

令和 6 年（2024 年）11 月 札幌市

募集期間：令和 6 年（2024 年）11 月 15 日（金）から
令和 6 年（2024 年）12 月 16 日（月）まで（必着）

（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に対する皆さまのご意見を募集いたします。ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

1 ご意見の提出方法・提出先

- ・ ご意見は 11 ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参、電子メール又はご意見入力フォーム（札幌市公式ホームページ）にて提出してください。

【ご意見の提出先】

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階

ファクス：011-218-5156 電子メール：kusei@city.sapporo.jp

- ・ 持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 45 分～17 時 15 分の間にお持ちください。
- ・ 電子メールの場合は、件名に「(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢（年代）、意見内容を記載してください（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。）。
- ・ 札幌市公式ホームページ（以下 URL 参照）の場合は、「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力の上、送信してください。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/hanzai/shienjourei.html>



2 留意事項

- ・ 電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ ご意見の提出に当たっては、氏名、住所、年齢（年代）、意見内容のご記入をお願いいたします（ご意見の概要を公表する際は、氏名、住所、年齢（年代）は公開いたしません。）。
- ・ 氏名、住所、年齢（年代）は集計以外の目的に用いることはありません。個人情報の保護に関する法律及び札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い適切に取り扱います。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

3 問合せ先

札幌市市民文化局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 13 階南側

TEL：011-211-2252 FAX：011-218-5156

メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp